

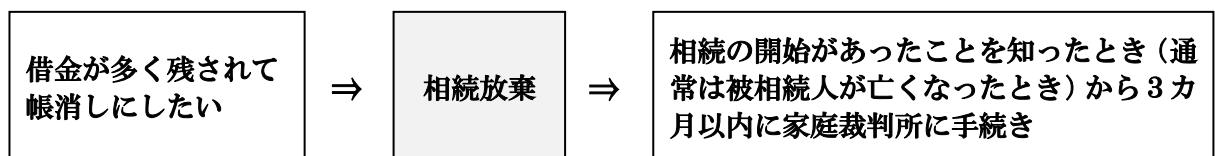
相続の放棄とは？

Q 父が亡くなりました。私は生命保険金を取得しますので、兄が居宅や預金を相続します。私は家庭裁判所に相続放棄をしようと考えています。相続放棄をすると何か不利なことがありますか？

A ▶ 相続放棄をしたほうがよいケース

相続放棄をした人が多額の生命保険金などを受け取ると、生命保険金に相続税がかかる場合がありますので、法的に相続放棄をしないで、遺産分割協議書を作成して取り分ゼロとして事実上の放棄をするとよいでしょう。

家庭裁判所に行って相続放棄をしたほうがよいのは、預金、不動産などのプラス財産より借入金などのマイナス財産が多いようなケースです。



※ 3カ月を経過した場合でも、特別な事情がある場合は相続放棄が認められます。

民法では、相続人が相続する財産は、亡くなった人の不動産や預貯金のようにプラスの財産だけでなく、借金のようなマイナスの財産も含まれます。しかし、多額の借金を残されると、相続人が多額の借金を負担しなければならないので、法的にプラスの財産もマイナスの財産も相続放棄をすることができます。

▶ 相続放棄と生命保険金

生命保険金は亡くなった人の財産ではなく、亡くなって初めて発生する受取人固有の財産となり、相続を放棄しても受け取ることができます。

なお、相続税を計算する場合、一定額を超える生命保険金は相続財産とみなされ、相続税の課税対象になります。「相続人」が受け取った生命保険金は生命保険金控除（500万円×法定相続人の数）が認められますが、相続を放棄した人は「相続人」にはなりませんので、生命保険金控除の適用がなく、相続税が余分にかかる場合があります。

▶ 遺産分割協議書の作成

お父さんの生命保険金だけ受け取って財産を相続しない場合は、家庭裁判所に相続放棄の手続をしないで、遺産分割協議書を作成するときに、お兄さんがすべての財産を相続する内容で作成されると良いでしょう。

※ 生命保険金は受取人固有の財産ですので、遺産分割協議書に記載して遺産分割をする必要はありません。

(ワンポイントアドバイス) 相続放棄をしないで

遺産分割協議書の作成を！

※ 令和5年4月現在の民法に基づいています。今後民法改正があった場合内容が変わります。